

農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項

(平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号)

(※) 令和7年7月7日作成。本資料は、利便性に配慮して作成したものであり、内部モデル手法等に関する条文が一部省略されています。正式には官報等をご確認ください。仮に誤字等を把握された場合、リンク先末尾の「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いします（https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html）。

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四条第一項第一号ホ（4）に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
 - 二 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（3）については、内部格付手法採用組合に限る。）
 - （1） リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
 - （2） エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーに限る。)

- (i) 事業法人向けエクspoージャー(特定貸付債権を除く。)
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー
- (vii) 株式等エクspoージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクspoージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクspoージャー(特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクspoージャーについて区別して開示することを要する。)
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポートを保有しているかどうかの別
- ヘ 組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートを保有しているものの名称
- ト 証券化取引に関する会計方針
- チ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

- イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
- ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）
- ハ SA—CVA採用組合にあっては、次に掲げる事項
 - (1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）
 - (2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポート計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

六の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式によるマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

- イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）
 - (1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

- (2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）
- (3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
- (i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
 - (ii) 当該振替の理由
- (4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況
- 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
 - ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）
- ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
 - (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール(SES)によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
 - (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
 - (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
 - (5) 使用するデータの更新頻度
 - (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）
- ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
 - (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）
 - (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の

方法（自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

七 オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

ホ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

八 株式及び自己資本比率告示第四十七条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

九 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第一号の二を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

（1） 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

（2） 内部格付手法が適用されるポートフォリオ並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスク・アセットの額及び信用リスクに関するエクspoージャー全体に占めるこ

これらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー

(3) 証券化エクspoージャー

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクspoージャー
- (2) (1)に規定する株式等エクspoージャーに該当しない株式等エクspoージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクspoージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第

一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー

(4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー

ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA—CVA

(2) 完全なBA—CVA

(3) 限定的なBA—CVA

(4) 簡便法

ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち組合が使用する次に掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ当該（1）から（3）までに定める事項

(1) BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合 BI及びBICの額

(2) ILMを内部損失データ利用ILM（自己資本比率告示第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出したILMをいう。次条第四項第二号へ（2）において

て同じ。) とする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーション・リスク損失の推移

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの値
ト 自己資本比率告示第二条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗
じた額

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算
が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く。）に関する次に掲
げる事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポ
ジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエ
クspoージャーの主な種類別の内訳
ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額
及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別

ハ 延滞エクspoージャー（自己資本比率告示第四十二条に規定する延滞エクspoージ
ャー及び自己資本比率告示第四十三条に規定する自己居住用不動産等向けエクspo
ージャーに係る延滞エクspoージャーをいう。第五号イ（2）並びに次条第四項第三
号ハ及び第六号イ（2）において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクspoー
ジャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金
及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を
含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場
合には、区分ごとの開示を要しない。）
(1) 地域別

- (2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第二十六条か

ら第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額(自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクspoージャーの額(自己資本比率告示第四十九条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。)をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。)
- (2) CCF(自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛け目をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。)を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この号及び同項第三号において同じ。)
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額
- (5) 信用リスク・アセットの額
- (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合ト 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクspoージャーの額(オン・バランスシートのエクspoージャーの額及びオフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額をいう。)並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳チ 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクspoージャーの額
 - (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バ

ランス取引のエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を（2）に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額及びオフ・バランス取引のエクspoージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライティリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクspoージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百二十一条第二項各号に掲げるエクspoージャーに該当しない事業法人等向けエクspoージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いる手法をいう。以下この号及び第九号並びに次条第四項第十号において同じ。）を適用する場合には、デフォルトしたエクspoージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) 居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクspoージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

- (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
- ### 三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
- イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクspoージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）
- （1） 適格金融資産担保
- （2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）
- ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクspoージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、組合が証券化エクspoージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクspoージャーのうち、延滞エクspoージャーの額又はデフォルトしたエクspoージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、組合が証券化エクspoージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクspoージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクspoージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

- (6) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
 - (ii) 組合がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
 - (iii) 組合が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (2) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。）
 - (3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及

び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクspoージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する組合にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA—CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三の三に定める K_{reduced} 及び K_{hedged} に割引係数 (DS_{BA-CVA}) ○・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA—CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百四十六条の三の三に定める K_{reduced} の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA—CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA—CVA採用組合にあっては、自己資本比率告示第二百四十六条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA—CVAの対象となる取引相手方の先数

五の三 マーケット・リスクに関する事項

六 出資等又は株式等エクspoージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクspoージャー(以下この号及び次条第四項第七号イにおいて「上場株式等エクspoージャー」という。)

(2) 上場株式等エクspoージャーに該当しない出資等又は株式等エクspoージャー

ロ 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクspoージャーのポートフォリオの区分ごとの額

七 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーについて、次に掲げるエクspoージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェ

- イトとして用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート
- 定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート
- ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイ
- トとして用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート
- 定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート
- ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイと
- して用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート
- めるリスク・ウェイとを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート
- 一
- ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイと
- して用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート
- めるリスク・ウェイとを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポート
- 一
- ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイとを用いるエクスポート
- ヤー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセット
- の額を算出するエクスポート
- 八 金利リスクに関する事項
- 九 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項(内部格付手法採用組合に
- 限る。)
- イ 信用リスク(リスク・ウェイのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計
- 算が適用されるエクスポート・エクスポート、自己資本比率告示第六
- 章の二に規定するCVAリスク並びに自己資本比率告示第二百四十六条の五各号に掲
- げるエクスポート(以下「中央清算機関連エクスポート」という。)を除
- く。)に関する次に掲げる事項
- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のう
- ち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額((v)及び(vi))に
- 掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート全体に占め
- るこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリス
- ク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に
- 支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
- 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクspoージャー

(iii) 金融機関等向けエクspoージャー

(iv) 居住用不動産向けエクspoージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー

(vi) その他リテール向けエクspoージャー

(vii) 株式等エクspoージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

(2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA—CCR（自己資本比率告示第五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ。）を用いて算出した信用リスク・アセットの額（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクspoージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクspoージャー

(iii) 金融機関等向けエクspoージャー

(iv) 居住用不動産向けエクspoージャー

- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (vi) その他リテール向けエクスポート
- (vii) 株式等エクスポート
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

(4) (3) の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳((1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポート (特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポート
- (iii) 金融機関等向けエクスポート
- (iv) 居住用不動産向けエクスポート
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (vi) その他リテール向けエクスポート
- (vii) 株式等エクスポート
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

ロ 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) 組合を標準的手法採用組合とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十 期待エクスポート方式(自己資本比率告示第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項第十一号において同じ。)とSA—CCRの比較に関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用組合に限る。)

イ 派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券

による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）の信用リスク・アセットの額

- ロ 自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十一 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用組合に限る。）

- イ マーケット・リスク相当額の合計額

- ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

- 5 前項第五号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。
- 6 第四項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 規則第二百五条第一号ハ（3）に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

- 2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。
- 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

- イ 自己資本比率告示第十一条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

- ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ハ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

- ニ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グル

ープに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものとの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

- ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
- 三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 四 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（（3）については、内部格付手法採用組合に限る。）
 - （1） リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
 - （2） エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - （3） 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示をするエクスポージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーに限る。）
 - （i） 事業法人向けエクspoージャー（特定貸付債権を除く。）
 - （ii） ソブリン向けエクspoージャー
 - （iii） 金融機関等向けエクspoージャー
 - （iv） 居住用不動産向けエクspoージャー
 - （v） 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
 - （vi） その他リテール向けエクspoージャー
 - （vii） 株式等エクspoージャー
 - （viii） 特定貸付債権
 - （ix） 購入債権
- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - （1） 使用する内部格付手法の種類
 - （2） 内部格付制度の概要
 - （3） 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクspoージャー全体に占め

るこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
- (ii) ソブリン向けエクspoージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー

五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

七 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
- ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要
- ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
- ニ 証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクspoージャーを保有しているかどうかの別
- ヘ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクspoージャーを保有しているものの名称
- ト 証券化取引に関する会計方針
- チ 証券化エクspoージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA—CVA採用組合にあっては、次に掲げる事項

（1） CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

（2） CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポート・リポーティングモデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

（1） リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

（2） トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

（3） トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

（i） 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

（ii） 当該振替の理由

（4） 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

（1） 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

（2） 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

- (3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
- (4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）
- ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）
- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六第三項各号に掲げる要件を含む。）
- ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- 八 オペレーション・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ BIの算出方法
- ハ ILMの算出方法
- ニ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）
- ホ オペレーション・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。）
- 九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含

む。)

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であって組合の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額(ロからニまでの額を除く。)並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスク・アセットの額及び信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクspoージャー

(iii) 金融機関等向けエクspoージャー

(iv) 居住用不動産向けエクspoージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー

(vi) その他リテール向けエクspoージャー

(3) 証券化エクspoージャー

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する

投資に該当する株式等エクスポージャー

(2) (1) に規定する株式等エクspoージャーに該当しない株式等エクspoージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクspoージャーの区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

(2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

(3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

(4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクspoージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクspoージャー

ニ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCVAリスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA—CVA

(2) 完全なBA—CVA

(3) 限定的なBA—CVA

(4) 簡便法

ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマ

ケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額

- (i) 簡易的方式
- (ii) 標準的方式
- (iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の（1）から（3）までに掲げる場合の区分に応じ当該（1）から（3）までに定める事項

- (1) BIが千億円以下であり、かつ、ILMを一とする場合 BI及びBICの額
- (2) ILMを内部損失データ利用ILMとする場合 BI及びBICの額、ILMの値並びにオペレーションル・リスク損失の推移
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額並びにILMの値ト自己資本比率告示第十条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別

ハ 延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

- (1) 地域別

- (2) 業種別又は取引相手の別
- ニ 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
- ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクspoージャーの額
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額
- (5) 信用リスク・アセットの額
- (6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
- ト 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクspoージャーの額(オン・バランスシートのエクspoージャーの額及びオフ・バランスシートのエクspoージャーの額の合計額をいう。)並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- チ 標準的手法が適用されるエクspoージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクspoージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- (1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バ

バランスシートのエクスポートージャーの額

- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートージャーの額
- (3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートージャーの額を（2）に掲げる額で除した割合をいう。）
- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポートージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポートージャーの額の合計額
- リ 内部格付手法が適用されるエクスポートージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
- ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
- (1) 事業法人向けエクスポートージャー、ソブリン向けエクスポートージャー及び金融機関等向けエクスポートージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポートージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) 居住用不動産向けエクスポートージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー及びその他リテール向けエクスポートージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポートージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
- (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポートージャーの分

析

- ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

- イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

- (1) 適格金融資産担保
- (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）
- ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

- イ 与信相当額の算出に用いる方式
- ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ カレント・エクスポート方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポート方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポート方式に関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート方式に関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポート方式を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポート方式のうち、延滞エクスポート方式の額又はデフォルトしたエクスポート方式の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポート方式を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポート方式の概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート方式の額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポート方式の額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート方式について区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポート方式の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごと

の残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。)

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額

(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーヤーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポート・ジャーヤーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ジャーヤーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャーヤーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポート・ジャーヤーについて区別して記載することを要する。)

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・ジャーヤーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する再証券化エクスポート・ジャーヤーに対する信用リスク削減手法の適用の有

無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA—CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する組合にあっては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 完全なBA—CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三に定める K_{reduced} 及び K_{hedged} に割引係数 (DS_{BA—CVA}) ○・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額
 - (2) 限定的なBA—CVA 自己資本比率告示第二百四十六条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百四十六条の三に定める K_{reduced} の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA—CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額
- ロ SA—CVA採用組合にあっては、自己資本比率告示第二百四十六条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA—CVAの対象となる取引相手方の先数

六の三 マーケット・リスクに関する事項

七 出資等又は株式等エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

- (1) 上場株式等エクスポートージャー
- (2) 上場株式等エクスポートージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポートージャー

ロ 出資等又は株式等エクスポートージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ 株式等エクスポートージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャーについて、次に掲げるエクスポートージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポートージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポートージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェ

イトとして用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポート・エクスポートの額を算出するエクスポート

九 金利リスクに関する事項

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項(内部格付手法採用組合に限る。)

イ 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・エクスポート、証券化エクスポート・エクスポート、自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関連エクスポート・エクスポートを除く。)に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額((v)及び(vi))に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポート・エクスポート全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(i) 事業法人向けエクスポート・エクスポート(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)

(ii) ソブリン向けエクスポート・エクスポート

- (iii) 金融機関等向けエクスポート
- (iv) 居住用不動産向けエクスポート
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (vi) その他リテール向けエクスポート
- (vii) 株式等エクスポート
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

(2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳（(1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。）

- (i) 事業法人向けエクスポート（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポート
- (iii) 金融機関等向けエクスポート
- (iv) 居住用不動産向けエクスポート
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポート
- (vi) その他リテール向けエクスポート
- (vii) 株式等エクスポート
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

(4) (3) の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに

標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳((1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクspoージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクspoージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー
- (vi) その他リテール向けエクspoージャー
- (vii) 株式等エクspoージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権

ロ 証券化エクspoージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 信用リスク・アセットの額
- (2) 組合を標準的手法採用組合とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

十一 期待エクspoージャー方式とSA—CCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用組合に限る。）

- イ カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額
- ロ 自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA—CCRを用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項(内部モデル方式採用組合に限る。)

- イ マーケット・リスク相当額の合計額
- ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）

- 5 前項第六号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。
- 6 第四項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

(半期の開示事項)

第四条 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

- 2 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する組合に係るものに限る。）については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する組合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第一号。次項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

- 2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同

じ。) の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

(附則別紙様式第一号)

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当する者の額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項				

目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものなどを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものとの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものなどを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービスイング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に 係るものに限る。）に関連するも のの額				
特定項目に係る十五パーセント基準 超過額				
うち、その他金融機関等の対象普 通出資等に該当するものに関連 するものの額				
うち、モーゲージ・サービスイン グ・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に 係るものに限る。）に関連するも のの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額				
うち、経過措置によりリスク・ア セットの額に算入される額の合 計額				
うち、無形固定資産（のれん 及びモーゲージ・サービスイン グ・ライツに係るもの）を除 く。)				
うち、繰延税金資産				

	うち、前払年金費用			
	うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー			
	うち、上記以外に該当するものの額			
	オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
	信用リスク・アセット調整額			
	オペレーション・リスク相当額調整額			
	リスク・アセット等の額の合計額(二)			
	自己資本比率			
	自己資本比率 ((ハ) / (ニ))			

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額」のうち、「外部流出予定額（△）」の欄には、総（代）会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分等）。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、自己資本比率告示第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポートジャーマン及びリテール向けエクスポートジャーマンの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号）をいう。以下同じ。）附則第二条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

（2）コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポートジャーマン及びリテール向けエクスポートジャーマンの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条第一項に

規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。) の額の合計額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第五項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第五項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第五項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第六項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第六項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第六項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第四条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第六条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で 100 であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた 60 を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	40	60	20	80
うち、のれんに係るもの	—		—	

うち、のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの以外の額	40	60	20	80
------------------------------------	----	----	----	----

なお、自己資本比率改正告示附則第六条第一項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「一」を記載すること。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第七条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第六条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポート」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第四十七条の三若しくは第百五十四条の三に規定するエクスポート又は自己資本比率改正告示附則第十条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの）（除く）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポート以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。
- c 「オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第八条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得

た額をいう。

- d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用組合において、自己資本比率告示第九条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第九条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。

(附則別紙様式第二号)

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				

公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		/		/
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの除去。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るもの除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計				

上されるものを除く。) の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等 (3)				

信用リスク・アセットの額の合計額			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービスシング・ライツに係るものを除く。）			
うち、繰延税金資産			
うち、退職給付に係る資産			
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー			
うち、上記以外に該当するものの額			
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
信用リスク・アセット調整額			
オペレーションル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額(二)			
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))			

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額」のうち、「外部流出予定額（△）」の欄には総（代）会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出

資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分等）。

- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、自己資本比率告示第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポート及びリテール向けエクスポートの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号））をいう。以下同じ。）附則第二条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己

資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポート・リテール向けエクスポート・リテールの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第二号に掲げる額をいう。

- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過するまでの間において、自己資本比率告示第十二条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第六条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で 100 であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた 60 を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除く。）の額の合計額	40	60	20	80
うち、のれんに係るもの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	60	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第六条第一項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第六条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポートジャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・

ウェイトが適用される自己資本比率告示第四十七条の三若しくは第百五十四条の三に規定するエクスポート・ウェイト又は自己資本比率改正告示附則第十条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号亦に規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポート・ウェイト以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーションル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

（4）その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。

改正文 (平成二十三年五月二十七日金融庁・農林水産省告示第三号) 抄
平成二十三年十二月三十一日から適用する。

附 則 (平成二十六年二月十八日金融庁・農林水産省告示第一号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成二十六年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。

附 則 (平成二十六年十二月一日金融庁・農林水産省告示第十七号)

この告示は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十六日金融庁・農林水産省告示第四号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十六日金融庁・農林水産省告示第五号) 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十八年三月三十一日金融庁・農林水産省告示第四号）

(施行期日)

第一条 この告示は平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第三項第八号の規定は、この告示の適用の日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十九年十二月十一日金融庁・農林水産省告示第五号） 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則 （平成三十一年二月十八日金融庁・農林水産省告示第一号） 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新農協告示」という。）第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新農協告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定並びに新農協告示第二条第五項（新農協告示第四条第一項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 2 新農協告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新農協告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新農協告示第三条第五項（新農協告示第四条第二項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。
- 3 新農協告示第四条第一項において準用する新農協告示第二条第四項及び第五項の規定、新農協告示第四条第二項において準用する新農協告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新農協告示第四条第一項において準用する新農協告示第二条第五項及び新農協告示第四条第二項において準用する新農協告示第三条第五項に規定する別紙様式第一号の二是、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則 （平成三十一年三月十五日金融庁・農林水産省告示第三号） 抄

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第四条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新農協開示告示」という。）第二条第四項（新農協開示告示第四条第一項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農協開示告示第三条第四項（新農協開示告示第四条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項、次条第二項及び附則第十七条第二項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二十二日金融庁・農林水産省告示第三号）

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁・農林水産省告示第一号）附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

改正文（令和七年三月三十一日金融庁・農林水産省告示第十号）抄

令和八年三月三十一日から適用する。

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本 又は会員資本の額		
うち、出資金及び資本剰余金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合 計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本 算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行 された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものを除く。）の額の合計額		

うち、のれんに係るもの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (口)		

自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポート		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	(ニ)	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額」のうち、「外部流出予定額 (△)」の欄には、総(代)会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること(例えば、処分未済持分等)。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額(内部格付手法採用組合にあって

は、自己資本比率告示第百二十六条第二号に掲げる額とする。) に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号))をいう。以下同じ。) 附則第二条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクspoージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日

から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第十二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第五項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第五項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第五項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第六項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十一条第六項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第五条第六項第三号に掲げる額をいう。

（3）リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第七条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポートジャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号亦に規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリス

ク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスボージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの等）。

- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第七条の二の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「勘定間の振替分」とは、自己資本比率告示第七条の八の規定に従い算出された額をいう。
- e 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第八条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- f 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第九条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。

(別紙様式第一号の二)

(第一面)

(単位：百万円)

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額	
項目番	マーケット・リスク相当額
1 一般金利リスク	
2 株式リスク	
3 コモディティ・リスク	
4 外国為替リスク	
5 信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6 信用スプレッド・リスク（証券化商品（非C T P））	
7 信用スプレッド・リスク（証券化商品（C T P））	
8 デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9 デフォルト・リスク（証券化商品（非C T P））	
10 デフォルト・リスク（証券化商品（C T P））	
11 残余リスク・アドオン	
その他	
12 合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7までの項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十五第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十

三第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的方式採用組合の場合又は内部モデル方式採用組合の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(第二面)

(単位：百万円、回数)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テス ティングの 超過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
		当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・ フォール (IMCC (C))							
2	リスク・ クラス	一般金利リスク						
3		株式リスク						
4		コモディティ・リ スク						
5		外国為替リスク						
6		信用スプレッ ド・リスク						
7	制約がある期待ショート・							

	フォール (IMCC (C _i))							
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)							
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)							
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)							
11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ							
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)							
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (C _u) (ロ)							

14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額(ハ)						
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク (SA _{all desk}) (二)						
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR _{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1 「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の

値を記載すること。

- b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（C_i））」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（C_i））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。

- k 項番 11 「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める C_A 及び DRC の合計額 ($IMAG,A$) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13 「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (C_u) の値を記載すること。
- n 項番 14 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMAG,A$ の値から自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15 「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16 「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十二の二第二項に定める全組合的なバック・テスティングの超過回数を記載すること。

- v へ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「一」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てるこ
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第三面)

(単位：百万円)

MR 3 : 簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番	オプション取引以外の取引	イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引			
		簡便法により算出した額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額	
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポート・ジャーナーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1 「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十五の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2 「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比

率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十六の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。

- c 項番3 「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十八の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4 「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十七の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5 「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の三十から第二百四十六条の三十の三までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百四十六条の三十一及び第二百四十六条の三十一の二の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6 「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g イ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十五から第二百四十六条の二十八の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- h ロ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の二の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ハ欄には、第二百四十六条の二十九の三の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- j ニ欄には、第二百四十六条の二十九の四の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「-」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(別紙様式第一号の三)

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト				
2	下方パラレルシフト				
3	ステイプル化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。

a この様式において「 ΔEVE 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいう。

b この様式において「 ΔNII 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいう。

c この様式において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」を加える金利ショ

ックをいう。

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）
アルゼンチン通貨	400
オーストラリア通貨	350
ブラジル通貨	400
カナダ通貨	200
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	225
インドネシア通貨	400
インド通貨	325
本邦通貨	100
大韓民国通貨	225
メキシコ通貨	400
ロシア通貨	400
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
トルコ通貨	400
アメリカ合衆国通貨	200
南アフリカ共和国通貨	325
その他の通貨	100 から 400 のうち、自金融機関が定める値

- d この様式において「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、c の表に定める「パラレルシフトに関する金利変動幅（ベース・ポイント）」にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。
- e この様式において「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて

得た金利変動幅（以下この様式において「ステイプ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイプ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この様式において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベーシス・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

x は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベーシス・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベーシス・ポイント)
アルゼンチン通貨	500	300
オーストラリア通貨	425	300
ブラジル通貨	500	300
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
中華人民共和国通貨	300	150
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区） 通貨	375	200
インドネシア通貨	500	300
インド通貨	475	225
本邦通貨	100	100
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	500	200
ロシア通貨	500	300
サウジアラビア通貨	375	250

スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
トルコ通貨	500	300
アメリカ合衆国通貨	300	225
南アフリカ共和国通貨	500	300
その他の通貨	100 から 500 のうち、自金 融機関が定める値	100 から 300 のうち、自金 融機関が定める値

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{flattener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

h この様式において「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいう。

i 項番 1 「上方パラレルシフト」の項には、上方パラレルシフトに基づく ΔEVE （イ欄及びロ欄）及び ΔNII （ハ欄及びニ欄）を記載すること。

j 項番 2 「下方パラレルシフト」の項には、下方パラレルシフトに基づく ΔEVE （イ欄及びロ欄）及び ΔNII （ハ欄及びニ欄）を記載すること。

k 項番 3 「スティープ化」の項には、スティープ化に基づく ΔEVE （イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、イ欄に記載することとなる当期末のスティープ化に基づく ΔEVE が、当期末の上方パラレルシフトに基づく ΔEVE 以下又は当期末の下方パラレルシフトに基づく ΔEVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができ、ロ欄に記載することとなる前期末のスティープ化に基づく ΔEVE が、前期末の上方パラレルシフトに基

づく Δ EVE 以下又は前期末の下方パラレルシフトに基づく Δ EVE 以下となる場合には、当該欄に斜線を付すことができる。

- 1 項番4「フラット化」の項には、フラット化に基づく Δ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 Δ EVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- m 項番5「短期金利上昇」の項には、短期金利上昇に基づく Δ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 Δ EVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- n 項番6「短期金利低下」の項には、短期金利低下に基づく Δ EVE（イ欄及びロ欄）を記載すること。ただし、当該 Δ EVE を記載しないこととした場合には、当該欄に斜線を付すこと。
- o 項番7「最大値」の項イ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項イ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- p 項番7「最大値」の項ロ欄には、当該欄の項番1から項番3までの値のうち最大のものを記載すること。ただし、kにより項番3の項ロ欄に斜線を付した場合には、当該欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- q 項番7「最大値」の項ハ欄及びニ欄には、それぞれの欄の項番1又は項番2の値のうちいずれか大きいものを記載すること。
- r この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本 又は会員資本の額		
うち、出資金及び資本剰余金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合 計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本 算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行 された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		

非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		

特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーションル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a 「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額」のうち、「外部流出予定額 (△)」の欄には、総(代)会で支払につき決議する配当金

等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分等）。

- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、自己資本比率告示第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポート・アセット及びリテール向けエクスポート・アセットの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号）をいう。以下同じ。）附則第二条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間に

においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポートジャーヤー及びリテール向けエクスポートジャーヤーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示

第十三条第七項第二号に掲げる額をいう。

- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクspoージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。
- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十六条の二の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「勘定間の振替分」とは、自己資本比率告示第十六条の八の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「オペレーションナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- f 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十八条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「-」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と読み替えるものとする。